

基本目標 1	安全・安心に 住み続けられる 環境づくり	(1) 健康づくり・生きがいづくりの充実 住み慣れた地域でいつまでも元気で過ごすことができるよう、健康寿命の延伸、社会参加や生きがいづくりなどを推進します。
基本目標 2	お互いに支え合い、 助け合う 地域づくり	(1) 地域力の強化 市民や関係機関がそれぞれの力を発揮し、連携・協働して支え合い、助け合いができる地域づくりを推進します。
基本目標 3	地域の暮らしを 支える体制づくり	(1) 包括的な相談支援体制の充実 安心して暮らし続けることができるよう、複雑・多様化した生活課題に包括的に対応できる相談支援体制をつくりまします。
基本目標 4	地域福祉を 推進する人づくり	(2) 人材育成の推進 サービス提供や支援を行う担い手の育成と支援とともに、地域福祉を推進するボランティアの育成と支援を行います。

## 第5章 計画の推進に向けて

### ●PDCA サイクルに基づく計画の推進

施策・事業の実施に当たっては、本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係各課との連携を更に強化し、本計画に関連する施策・事業の実施を推進します。

評価については、より一層の推進を図るため、施策の推進に関連する事業などについて、毎年その進捗状況を、市民や関係機関で構成される「あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会」において検証します。検証の結果、改善の必要があると認めるときは、計画内容を変更する、実施・推進のあり方を見直すなどの取組を進めていきます。

### ●計画評価のための指標の設定

施策の推進に関連する事業の進捗状況の検証、最終年における計画の達成度に関する評価は、基本目標にある重点施策について指標を設定し、「あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会」において評価を行います。



発行：令和2年3月  
あきる野市健康福祉部生活福祉課  
〒197-0814 東京都あきる野市二宮 350 番地  
電話：042-558-1111（代表）

期間：令和2年度～令和6年度

概要版

# あきる野市地域保健福祉計画



## 第1章 計画策定に当たって

### ●計画の背景及び目的

今後、更なる少子高齢化の進行や人口減少社会を迎えようとしている状況を見据え、地域福祉の向上は全ての市民が住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくために欠かせないものであります。こうした認識のもと、市民と行政との協働による、笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざし、「あきる野市地域保健福祉計画」を新たに策定します。

### ●計画の根拠及び位置付け

「あきる野市地域保健福祉計画」（以下「本計画」という。）は、本市における保健・福祉に関する総合的な指針となるものであり、社会福祉法（昭和26年法律45号）第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。

本計画は、「あきる野市総合計画」を上位計画とするとともに、福祉分野の個別計画の上位計画として位置付けられます。また、本市が策定するその他の関連する計画や、あきる野市社会福祉協議会が社会福祉法第109条の規定に基づき策定する「地域福祉活動計画」とも連携し、地域福祉の推進を図るものです。

## 第2章 あきる野市の地域福祉を取り巻く現状

■総人口は8万人台で推移していますが、令和4年には8万人を下回ると推計されており、少子高齢化と同時に人口減少が進んでいます。このような状況の中でも、合計特殊出生率<sup>※1</sup>や65歳健康寿命<sup>※2</sup>は東京都平均を上回る状況が続いています。

■支援を必要とする人や家族が増え、支援の仕組み及びサービスの整備や利用が進んでいます。また、地域においては、市民や関係機関の協力のもと、助け合いや支え合いの仕組みもつくりだされています。

■本市の施策において、市民が充実していると考えられる施策の上位は「健康づくり」「介護予防」「防災・防犯の取組」でした。一方で、市民が充実していないと考えられる施策は、「道路や建物のバリアフリー化など誰もが暮らしやすいまちづくり」「権利擁護、虐待防止の取組」などが上位となりました。（「あきる野市地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査」より）

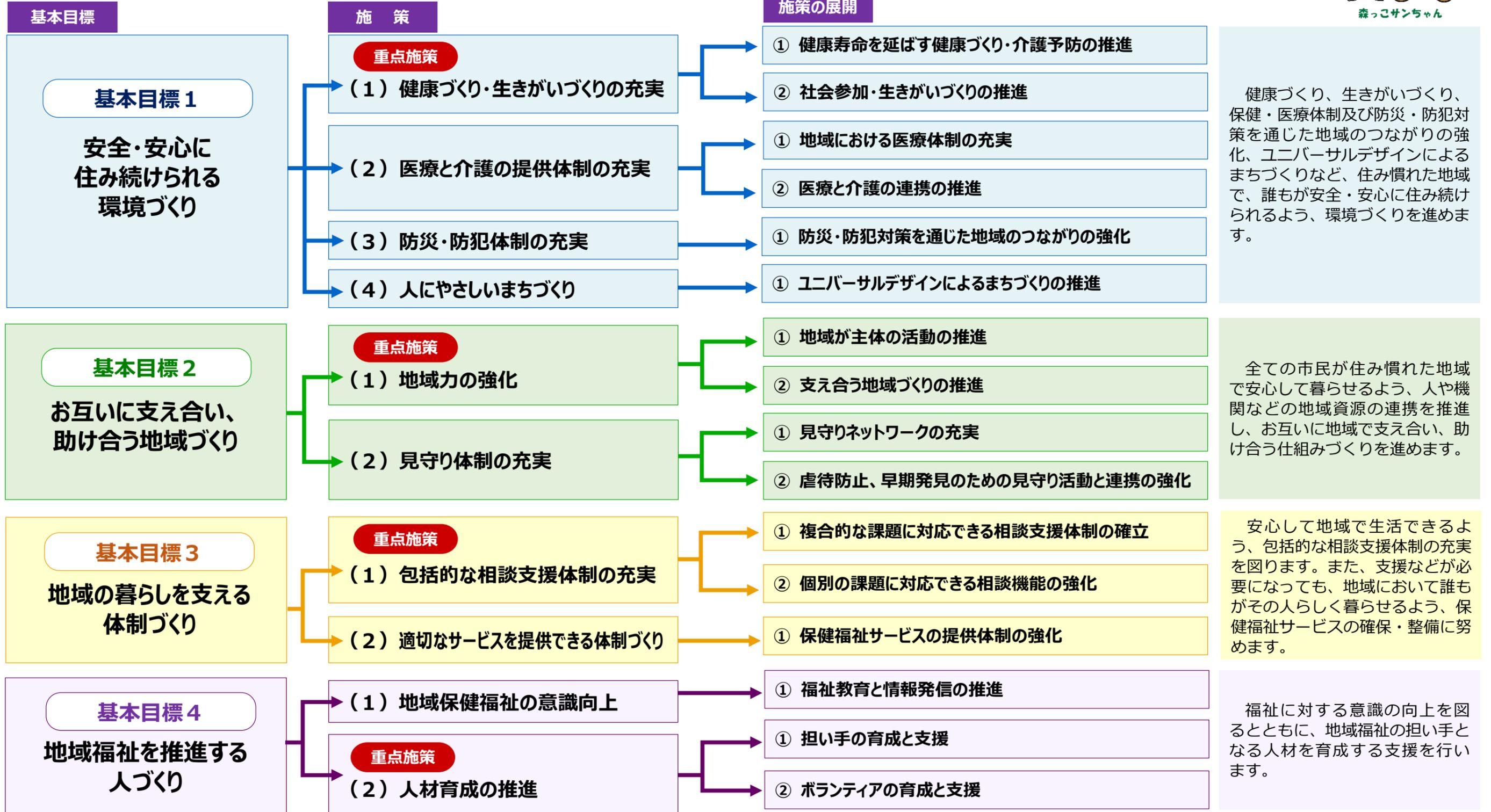
※1：15～49歳までの女性の年齢別出生率の合計

※2：65歳の人、何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表すもの

# 第3章 基本理念・基本目標及び重点施策

## 基本理念

笑顔あふれる 安心して暮らせる  
保健福祉都市をめざして



# 第4章 施策の展開

市民、関係機関、市の関係部署（関連計画）が  
協働・連携して、施策を展開・推進していきます！

